

# 総合特区税制の概要

令和 2 年 4 月

内閣府地方創生推進事務局

# 総合特区に係る税制上の支援措置の概要

## （設備等投資促進税制（法人税））

（総合特別区域法第26条）

国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、次のような特別償却又は税額控除ができる措置。

（1）対象事業：総合特別区域法に定められている次の事業のうち、いずれかに該当する場合に限る。

- ①経済社会の活力の向上及び産業の国際競争力の強化に資するもの
- ②地方公共団体が事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置を講ずるもの

（2）対象分野：「環境保全」、「医療」、「産業技術」

（施行規則第1条第1項第1号～第7号、第2項第1号～第6号、第3項第1号～第3号及び第6号に掲げるものに限る。）

### ア. 特別償却又は法人税額の特別控除

対象設備	機械・装置（取得価額が2千万円以上）	※ 平成31年3月31日までに指定を受けた法人の事業実施計画に記載される対象資産については次の率を適用する。 ・特別償却率：40%（建物等は20%） ・税額控除率：12%（建物等は6%）
	開発研究用器具・備品（取得価額が1千万円以上）	
	建物・附属設備・構築物（取得価額が1億円以上）	
特別償却率	取得価額の34%（建物等は、取得価額の17%）	
税額控除率（注1）	取得価額の10%（建物等は、取得価額の5%）	

（注1）税額控除については、当期法人税額の20%までを限度とする。



### イ. 設備等取得の期間

法人指定の日から、令和4年3月31日までの期間

# 特例を受けるための要件

## 設備等投資促進税制（特別償却又は法人税額の特別控除）

- 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている特定国際戦略事業（※）を実施する法人であること。  
（法第26条及び規則第15条第1項第1号）
- 内閣総理大臣の認定を受けた認定地方公共団体が指定した法人であること。（法第26条及び規則第15条第1項第1号）
- 次に掲げる要件のいずれにも適合するものであること。（施行規則第15条関係）
  - 一 地域協議会を構成する法人であること。
  - 二 特定国際戦略事業（※）を行うことについて、適切かつ確実な指定法人実施計画を有すると認められること。
  - 三 指定法人実施計画が認定国際戦略総合特別区域計画に適合するものであること。
  - 四 特定国際戦略事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 五 特定国際戦略事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

※（設備等投資促進税制における特定国際戦略事業）①又は②及び③に該当するものが対象となる。

- ① 経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に特に資するもの
- ② 地方公共団体が事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置を講ずるもの
- ③ 「環境保全」、「医療」、「産業技術」分野の事業（施行規則第1条第1項第1号から第7号まで、第2項第1号から第6号まで、第3項第1号から第3号まで及び第6号に掲げるものに限る。）

# 設備等投資促進税制の流れ

## ①国際戦略総合特区計画の認定

- 法人が行う特定国際戦略事業が記載されている国際戦略総合特区計画を地方公共団体が作成し、認定申請を行います。認定基準に適合しているものと認められるときは、内閣総理大臣はその認定を行います。（法第12条第1項及び第10項）

## ②地方公共団体による法人指定

- 認定国際戦略総合特区計画に記載されている特定国際戦略事業を行う法人からの指定の申請に基づき、認定地方公共団体は、指定要件を満たしているものを、特定国際戦略事業を行う法人として指定します。（法第26条第1項、施行規則第15条）

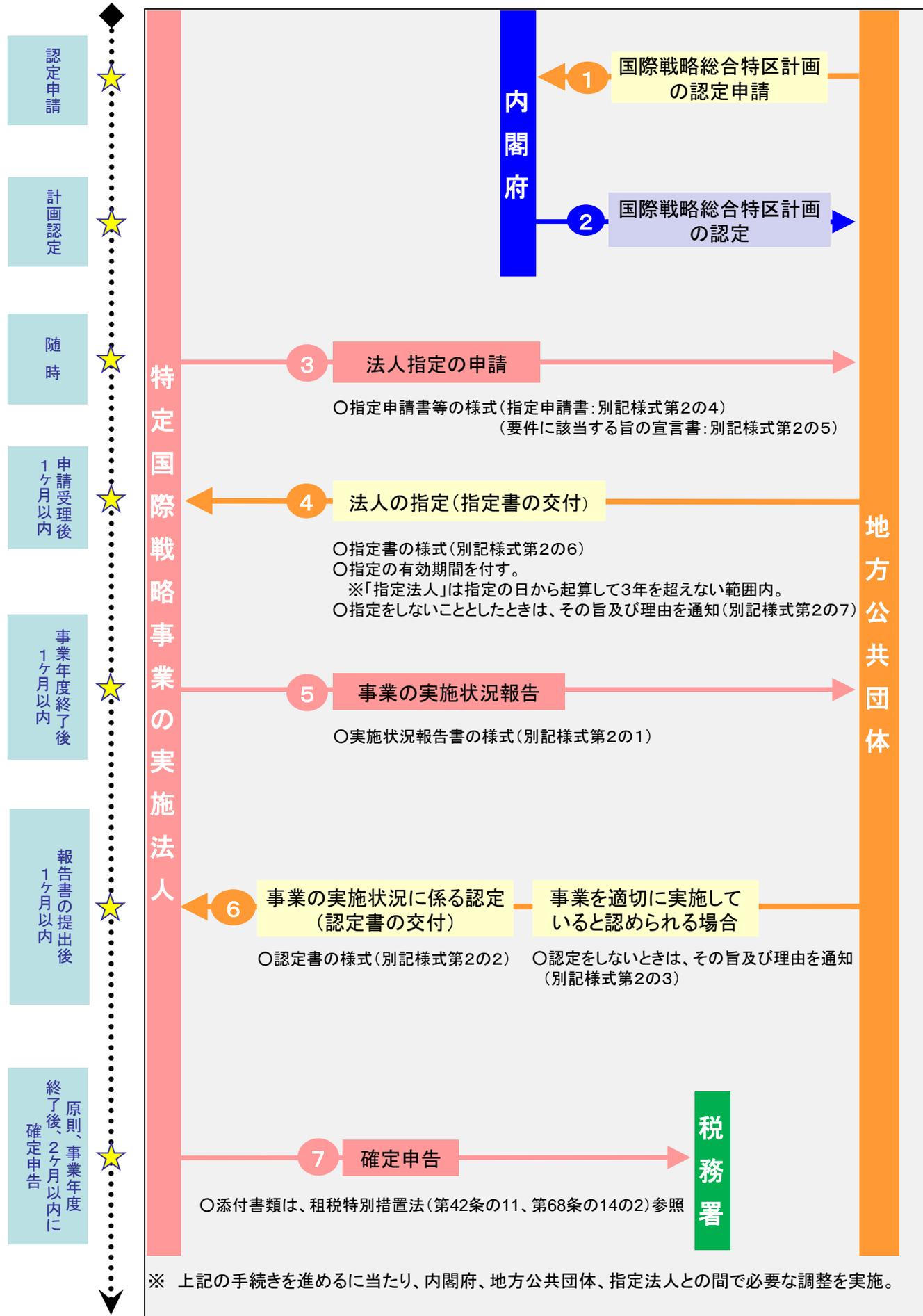
## ③法人による事業の実施状況報告

- 認定地方公共団体から指定を受けた法人は、指定に係る特定国際戦略事業の実施状況報告書を、事業年度終了後一月以内に当該地方公共団体に提出します。（法第26条第2項、施行規則第16条第1項）

## ④地方公共団体による 認定書の発行

- 指定を受けた法人が当該指定に係る特定国際戦略事業を適切に実施していると認められる場合、実施状況等の報告を受けた地方公共団体は、その報告を受けた日から原則一月以内に、当該法人に対して認定書を発行します。（施行規則第16条第2項）

確 定 申 告



※ 上記の手続きを進めるに当たり、内閣府、地方公共団体、指定法人との間で必要な調整を実施。